



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

令和4年5月16日
京都市保健福祉局

〔医療衛生推進室医療衛生企画課〕
電話：075-222-4271

犬猫へのマイクロチップ情報の登録義務化及び狂犬病予防法による登録申請方法の変更について

令和4年6月1日から、改正動物愛護管理法が施行され、販売される犬や猫にはマイクロチップ（以下、「MC」という。）が装着されることとなり、新たに迎え入れる犬や猫の飼い主は、指定登録機関に自身の住所や氏名を登録する必要があります。

これに伴い、本市では、MC情報の登録を完了した犬の飼い主は、狂犬病予防法の登録をしたものとみなし、鑑札の交付手続を不要とする狂犬病予防法の特例制度を開始しますので、お知らせいたします。

記



京都動物愛護センターマスコットキャラクター
京（きょう）ちゃん 都（みやこ）ちゃん

1 狂犬病予防法に基づく犬の登録方法

○ MCを装着している犬

狂犬病予防法に基づく犬の登録は不要です。ただし、動物愛護管理法に基づくMC情報の指定登録機関への登録又は変更手続（オンライン申請手数料：300円／頭、紙申請手数料：1,000円／頭）が必要です。

※新しい登録等の方法については、「犬猫のマイクロチップ情報登録」サイトを参照（URL：<https://pre.mc.env.go.jp/> ※令和4年6月1日リリースに向けた準備サイト）



○ MCを装着していない犬

これまでどおり、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請や犬の鑑札交付が必要になります（本市手数料：3,600円／頭）。

※本市ホームページ「犬の狂犬病予防法に基づく登録と予防注射」を参照（URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000113438.html>）
なお、家庭などで既に飼っている場合や、知人や動物愛護団体等から犬や猫を譲り受けた場合については、MCの装着は努力義務です。



2 留意事項

- 狂犬病予防法の特例制度に参加していない自治体へ転出される際には、犬の鑑札の交付を受ける必要がありますので、転出先の窓口に御相談ください。
- 狂犬病予防注射の接種義務に変更はありません。年1回の予防注射は必ず受けてください。

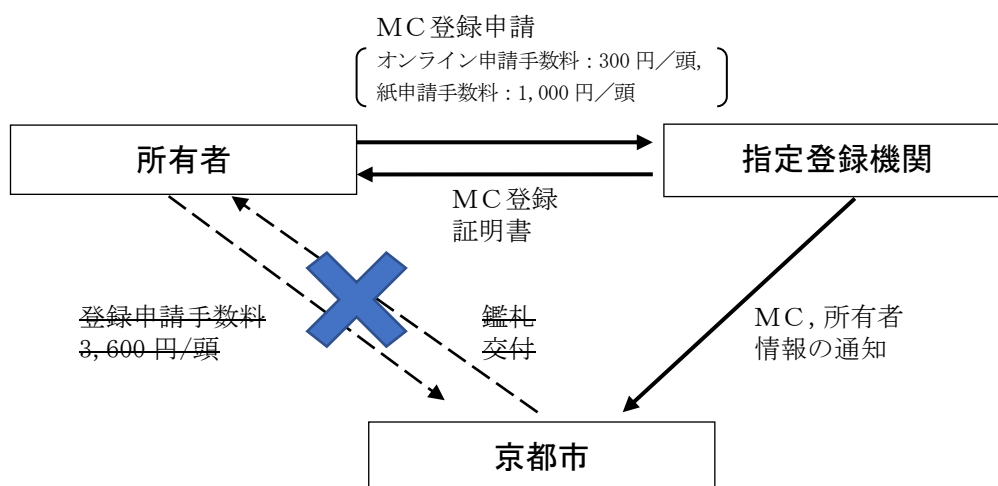
- 令和4年6月1日の法施行以前に、任意のMCを装着した犬猫を飼っている方は、手数料無料で動物愛護管理法に基づくMC情報の指定登録機関への登録ができます（5月31日まで）。

※「犬猫のマイクロチップ情報登録」サイトを参照
(URL:<https://pre.mc.env.go.jp/dogcat.html>)

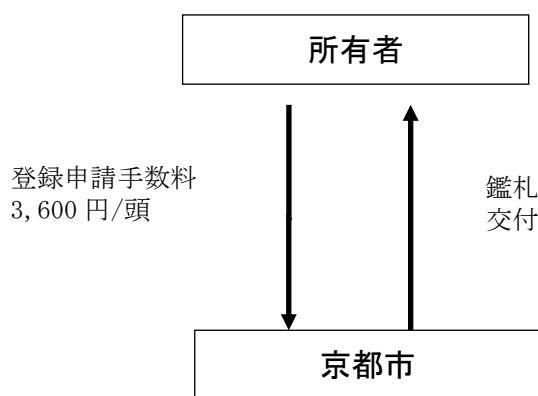


(参考) 本市と犬の所有者、指定登録機関の関係

- MCを装着している犬



- MCを装着していない犬



※注意：鑑札交付を受けた所有者において、令和4年6月1日以降にMC装着を行った場合、所有者は指定登録機関へMC登録申請（オンライン申請手数料：300円/頭，紙申請手数料：1,000円/頭）を行う必要があります。